

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年二月二十日から同年三月五日までの間縦覧に供します。

平成三十年二月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
田尻 恵士	宇陀市菟田野下芳野二二番地	宇陀市菟田野稲戸一〇二三番ほか二筆
井久保 隆司	山辺郡山添村大字勝原一八五八番地	宇陀市室生上笠間三九〇七番ほか四筆

二 申請年月日

平成三十年二月九日